

2023年1月11日

関係各位

社会福祉法人 中心会

理事長 浦野 正男

中心子どもの家

所長 丹 清

「被措置児童等虐待の再発防止の取り組みについて（改善計画）」について

中心子どもの家では添付のとおり、令和4年12月19日付で相模原市から「被措置児童等虐待の再発防止の取組について（依頼）」により、「再発防止の取組について検討し、その結果を報告」するよう、ご指導を受けました。

中心子どもの家ではこのご指導を受けて、添付のとおり、2022年1月10日付で相模原市に対して「被措置児童等虐待の再発防止の取り組みについて（改善計画）」を提出しました。

中心子どもの家では今般の指導を重く受け止め、児童に対する不適切な処遇を反省し、再発防止に真摯に取り組みます。

当該児童をはじめとして、関係各位に陳謝申し上げますとともに、ご指導、ご教示を賜りますようお願い申し上げます。

4 こ家第 6855 号
令和 4 年 12 月 19 日

社会福祉法人 中心会
中心子どもの家施設長 丹 清 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公 印 省 略)

被措置児童等虐待の再発防止に関する取組について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の児童福祉施策に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和 4 年 10 月 3 日付で市児童相談所から通知のあった貴施設における被措置児童等虐待案について、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会での審議において、次のとおり意見がありました。同意見を踏まえ、再発防止に向けた取組について検討し、その結果を報告いただきますよう、お願ひいたします。

1 児童相談所措置部会の意見

- (1) 職員が命令口調で注意したり、ドアをこじ開けたことは事実である。被虐待経験のある児童達に対する対応として不適切である。
- (2) 対応の難しい児童が多く大変な状況であることと、今回の出来事は切り離して考えるべきであり、職員がとった行動は不適切な行動であることを施設として認識し、そのうえで、職員のフォローを考えるべきである。
- (3) 髪の毛を引っ張られた事案については、未だ事実が不明である。職員に覚えがなく、他児童からも見たという発言はなかったとのことだが、第 3 者の目が届かない場面で起きた可能性も念頭に再度確認するべきである。

2 提出期限 令和 5 年 1 月 12 日（木）

3 その他

なお、同部会からは、「市は、子どもたちの状況と切り離して、施設と振り返りを行い、今後の対応策を検討していくべきである。」との意見もありました。市といたしましても、施設の環境改善について貴施設と協議を続ける必要があると考えておりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

以上

家庭福祉班 担当 高尾
電話（直通）042（769）9811

2023年1月10日

相模原市長
本村賢太郎様

社会福祉法人 中心会

理事長 浦野 正男

中心子どもの家

所長 丹



被措置児童等虐待の再発防止の取り組みについて（改善計画）

令和4年12月19日付で頂戴しました「被措置児童等虐待の再発防止の取組について（依頼）」につきまして、下記のとおり改善計画をまとめましたので、ご確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 児童相談所措置部会のご指摘「(1) 職員が命令口調で注意したり、ドアをこじ開けたことは事実である。被虐待経験のある児童達に対する対応として不適切である。」について

(1) 当施設の見解

ご指摘のとおりである。

(2) 真因として捉えたこと

職員が困った時に、職員から組織全体に相談しやすい組織風土の醸成が不十分であった。具体的には、第三者評価の自己評価の『行動上の問題及び問題状況への対応』において、以下のようにまとめたとおりである。

この項目は、管理職・指導監督職とユニット職員の評価の乖離が大きい。（管理職・指導監督職は具体的評価項目に「○」が多いのに対して、ユニット職員はそうではない。）施設内で支援方法や方向性の確認を重ねているが、「子どものへの対応も大事であるが、暴力を受けた職員へのケアは充分ではないと感じる。児童に暴力をさせないようにと思っているからこそ、暴力が出てしまった、受けてしまった際に言いづらい。」というユニット職員の声がある。

更に、ユニット職員からは、同じく第三者評価の自己評価の『施設長の責任とリーダーシップ』において、否定的な評価がある。

(3) 改善計画

ユニット職員に「暴力を受けた職員へのケアは充分ではないと感じる。暴力をさせないようにと思っているからこそ、暴力が出てしまった、受けてしまった際に言いづらい。」と感じさせてしまっている。また、児童の言動や行動に職員の心情が揺さぶられることのケア及びそなならないためのスキルアップ指導が不十分である。

今後は充分に相談しやすいようにしていくことを、所長みずから、直近の養護課職員会議

で表明する。

その上で、相談しやすさ（しにくさ）を月1回の養護課職員会議時にアンケートをとり、評価し、改善に向ける。評価・改善に際しては、心理相談員のアドバイスを受ける。

以上のことと並行して、「児童に揺さぶられない」「児童から暴力を受けない」ためのスキルアップを、指導監督職（養護課長、養護係長）が主となってOJTする。

2. 児童相談所措置部会のご指摘「対応の難しい児童が多く大変な状況であることと、今回の出来事は切り離して考えるべきであり、職員がとった行動は不適切な行動であることを施設として認識し、そのうえで、職員のフォローを考えるべきである。」について

(1) 当施設の見解と今後の取り組み

「対応の難しい児童が多く大変な状況」であることと、今回の事案は別のことと認識している。

しかし、今後も混同することのないよう、上「1.」の(2)(3)を取り組んでいく。

また、当施設の仕組みとして行っている「権利擁護チェックリスト」の職員個別の自己評価を、現在は4カ月に1回実施しているが、その活用の仕方をユニット職員を含めて検討する。

3. 児童相談所措置部会のご指摘「髪の毛を引っ張られた事案については、未だに事実が不明である。職員に覚えがなく、他児童からも見たという発言はなかったとのことだが、第3者の目が届かない場面で起きた可能性も念頭に再度確認するべきである。」について

(1) 当施設における確認結果及び見解

本年1月1日、所長が当該児童と当該職員に聞き取りを行った。

その結果、当該児童からは「結んでいる髪の毛を引っ張られた。」、当該職員からは「引っ張っていない。引っ張られたと捉えられるような行為もしていない。」旨の話だった。よって、客観的事実は引き続き不明と言わざるを得ないが、起きた可能性を否定するものではない。

(2) 今後の取り組み

今回の事案についてヒアリングを受けた児童に対して、所長が「客観的事実は不明と言わざるを得ないが、起きた可能性を否定するものではない。」旨を説明し、その説明に対する意見を聞いてやり取りする。

4. その他（該当児童への謝罪と指導）

今回の事案についてヒアリングを受けた児童に対して、上「1.」「2.」「3.」を説明しながら、不適切な対応を謝罪する。ポイントになるのは、職員個人の問題ではないということである。併せて、この事案の当日のことを児童にも振り返らせ、必要な指導をする。

これには、可能な限り児童相談所の児童福祉司等の同席して頂く。

以上